IV.資料

１．外務省における政策評価の基本計画（平成 14 年５月 10 日）
２．平成 15 年度外務省事後評価実施計画
３．政策評価アドバイザリーグループ

外務省における政策評価の基本計画

平成 14 年 5 月 10 日発表
平成 15 年 6 月一部改定
平成 15 年 9 月一部改定

外務省における政策評価の基本計画（以下「基本計画」という。）は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「政策評価法」という。）第 6 条の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）を踏まえ、外務省が行う政策評価の目的、実施にあたっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開等の基本的事項について定めるものである。

1. 計画期間

平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間とする。

2. 政策評価の実施に関する方針

●外務省による政策評価の目的は、外交目標及びその政策を国民に明らかにし、国民に対する説明責任を果たすことである。同時に、外交政策の客観的な政策評価を実施することにより、常に効率的な、質の高い、中長期的な観点を含めた成果重視の外交を推進して行くとともに、職員の仕事の取り進め方を改善し、組織の活性化を図っていく必要がある。その結果として、将来のよりよい外交政策の実現、ひいては国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることである。

●外務省における政策評価は、政策評価法及び政策評価に関する基本方針に従い、「総合評価」方式を基本とする。ここでいう総合評価方式とは、第 1 に、政策の目的と手段を体系的に整理し、それらをを必要性、効率性、有効性の観点から評価した上で、その体系全体における目的と手段の関係の適切さを検証すること、第 2 に、時々の課題に対応する政策について、目的と手段を様々な角度から掘り下げて総合的に評価し、政策の効果を明らかにしたり、問題点の解決に資する多様な情報を提供することをいう。外務省においては、評価の対象とする政策の特性に応じて、上記 2 つの二つの方法のいずれかを用いて評価を行うこととする。

政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものである。

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務としている。

このような任務の遂行に当たっては、他国又は国際機関等との信頼関係に留意しつつ、

⑴ 中長期的な日本国及び日本国民の利益という観点を含めた成果重視の外交政策を取り進めること
［中長期的観点を含めた成果の重視］

⑵ 外交政策の実施に際しての効率性を重視すること［効率性］

⑶ 外交政策の企画立案及び実施について国民に対する説明責任を徹底すること［説明責任］

を確保することが必要である。外務省における政策評価は、これらの諸点を外交政策の企画立案及び実施において確保することによって、将来のよりよい外交政策の企画立案及び実施につなげ、もって、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを目的とするものである。

外交の任を担っていく上で重要なことは、外交が国民に理解され、支持されることである。そのためには、一連の不祥事等により失われた国民の信頼を一刻も早く取り戻せるよう、改めるべき点は改め、国民全体の奉仕者としての意識を外務省員に徹底させ、国益を守る強靭な外交ができる体制を整えていくことが不可欠である。このような中で、政策評価を通じて、将来のよりよい外交政策の企画立案が真に望まれていることを念頭に政策評価に取り組むこととする。

3. 政策評価の観点に関する事項

●外務省の政策評価の基本的な観点は、⑴ 必要性、⑵ 有効性、⑶ 効率性。

外務省が政策評価を実施するに際しての観点としては、以下の諸点を基本としつつ、評価対象の性質等に応じて、適宜これに修正を加えることとする。

⑴ 必要性：政策の目的が国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進という観点から妥当か。行政関与の在り方から見て国がその企画立案及び実施の主体となる必要があるか。

⑵ 有効性：政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

⑶ 効率性：政策の実施に当たって、投入された人的・金銭的コスト及び時間その他の資源に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。必要な効果がより少ない資源で得られる方途が他にないか。

4. 政策効果の把握に関する事項

●できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いることとするが、これが困難である等の場合、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

外務省が実施する外交政策においては、各国との友好関係の増進、外交的働きかけ、情報収集等、必ずしも政策効果の定量的な把握になじむとは言えず、また、政策効果を把握する手法が開発されていない側面もあることから、そのような場合には、政策効果を定性的に把握する手法を用いる。但し、政策効果の把握に関する手法については常にその改善に努める。

5. 政策評価の実施体制に関する事項

●外務省における政策評価は、⑴ 政策所管局課、⑵ 総合外交政策局総務課及び企画課、⑶ 大

臣官房総務課及び考査･政策評価官、が各々の役割に基づいて実施した上で、省議に付す。

●外務省における政策評価は、⑴ 地域局、⑵ 機能局に分けて下記のような異なる方法で実施する。また、経済協力局においては既存の評価の取組を更に進めることとする。

⑴ 各部局の役割分担

外務省における政策評価は、下記 (イ) ～ (ハ) の各部局が、各々の役割に基づいてこれを実施する。

(イ) 個別の政策を所掌する各局課 (以下「政策所管局課」という。)

※政策評価担当官を指名し、当該局課が企画立案･実施する外交政策についての評価を行う。

(ロ) 大臣官房総務課及び大臣官房考査･政策評価官

※外務省における政策評価総括組織として、政策評価基本計画･実施計画の策定･改定等、外務省における政策評価に関する基本的事項を企画立案し、政策所管局課の評価が厳格かつ客観的に行われているかを審査するとともに、政策評価の結果をとりまとめて公表する。

※外務省内の政策の横断的な評価や複数の政策所管局課にまたがる政策の評価を実施するため、所要の調整を行うことができる。

(ハ) 総合外交政策局総務課及び企画課

※大臣官房総務課及び考査･政策評価官とともに、それぞれ総合的な外交政策の企画及び立案 (企画課) 又は総合的あるいは基本的な外交政策の企画及び立案に関連する外交政策に関する事務の総括 (総務課) を所掌する立場から、政策所管局課の外交政策について総合的審査を行う。また、政策所管局課の評価結果及びこれに対する総合的審査結果を総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。

⑵ 省議

評価結果及び総合的審査結果を省議に付す。

⑶ 政策所管局課における政策評価の実施

(イ) 地域局 (アジア大洋州局、北米局、中南米局、欧州局、中東アフリカ局) 及び機能局 (大臣官房外務報道官組織、大臣官房文化交流部、大臣官房領事移住部、総合外交政策局、経済局、経済協力局、条約局及び国際情報局) は、総合評価方式により評価を実施する。

(ロ) 経済協力局における政策評価の実施

※ 政府開発援助 (ODA) の実施に関して、上記 5. ⑶ (イ) に加え、経済協力局における既存の評価の取組を更に進める。

※その際、上記 3. の観点等を踏まえつつ、評価項目の精査、評価方法の改善、評価結果の透明性の向上及びフィードバック等により、評価の取組の一層の充実を図る。

※評価に当たっては、今後、個別のプロジェクトより、より上位の政策プログラムの評価を強化する。また、既存の第三者評価の一層の強化を図る。

※評価のフィードバック機能を強化する (例：フィードバック内部連絡会議の定期的開催等。)

⑷ 評価の対象期間

前会計年度に実施した政策を対象として評価を実施することを原則とする。ただし、このことにより政策の実施が中長期的な成果･利益を優先させることにならないように十分留意し、政策の性格によっ

て適切な評価対象期間を設定することができる。

6. 事前評価の実施に関する事項（平成 15 年 6 月改定）

⑴ 対象とする事業等

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条第 5 項に掲げる以下の政策

（イ）個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力（条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る。）であって当該資金供与の額が 10 億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

（ロ）個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 23 条第 2 項第 1 号の規定に基づき外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。）であって当該資金供与の額が 150 億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

⑵ 実施手順

有償資金協力課長及び無償資金協力課長は、有償ないし無償資金協力の実施の決定に先立ち、当該協力の必要性、協力に含まれる案件の概要、見込まれる供与額、案件の目的、協力の成果の目標、評価に用いた資料等を記載した事前評価書を作成する。

7. 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

⑴ 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるため行うものとする。

⑵ 事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。

⑶ 事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

⑷ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は別添のとおりとするが、国際情勢を踏まえつつ、必要に応じ適宜修正する

⑸ 大臣官房総務課は、毎年度に、政策所管局課の意見を取りまとめつつ、「政策評価法」第 7 条に規定する、当該年度における事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めた、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

⑹ 政策所管局課は評価を行ったのち、評価結果を官房総務課に提出する。総合外交政策局総務課及び企画課は官房総務課、会計課及び考査・政策評価官とともに評価結果に対する総合的審査を行う。

⑺ 上記 ⑹ の手続は翌年度の予算編成プロセスへの反映等をも念頭に作業を行うものとする。

8. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

⑴ 政策評価の実施に当たり、次のような場合をはじめとして、必要に応じ学識経験者、民間の研究機関等の省外の評価者の活用を図るものとする。

(イ) 省内では得られない高度の専門性や実践的な知見が必要な場合

(ロ) より高度の客観性や国民各位各層の多様な意見の反映が求められる場合

⑵ 省外の評価者の活用に当たっては、評価の対象とする政策の性質、評価によって得ることを期待する成果等に応じて、以下のような方式を採るものとする（ただし、以下の方式に限られるものではない。）。

(イ) 個々の学識経験者等からの意見聴取

(ロ) 省外の研究機関等の活用

9. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

●政策評価等の結果を政策等の企画立案に反映させる。

各政策所管局課は、政策評価に基づき、その結果を新たな政策の企画立案に反映させる。総合外交政策局総務課及び企画課、大臣官房会計課は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。

10. インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

●政策評価等の結果等は、大臣官房総務課がとりまとめ、外務大臣の決裁を経て公表。外務省のホームページにも掲載。

⑴ 大臣官房総務課は、政策所管局課並びに総合外交政策局総務課及び企画課が提出した評価書をとりまとめ、外務大臣の決裁を経て公表する。同評価書は、外務省のホームページに掲載する。ただし、経済協力局については、既に「経済協力評価報告書」の公表及び外務省ホームページへの掲載を行っており、これを継続する。

⑵ 特定の情報を公表することの適否については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）の規定に準じて判断する。

11. 政策評価等の厳格性及び客観性の確保に関する事項

●大臣官房総務課及び大臣官房考査・政策評価官は、政策評価の厳格性、客観性を確保するために必要な措置をとる。

⑴　大臣官房総務課及び大臣官房考査･政策評価官は、各局課の評価の厳格性･客観性について問題があると判断されれば、当該局課にこれを通知するとともに、必要な措置をとることができる。

⑵　各局課はかかる通知に基づいて所要の措置を講ずる。

12. 政策評価に関する外部からの意見･要望等の受け付けに関する事項

●政策評価に対する外部からの意見･要望等は大臣官房総務課あるいは外務省ホームページ上で受け付ける。

⑴　大臣官房総務課は、政策評価に関する外部からの意見･要望等を受け付ける窓口課とする。

⑵　外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部（外国を含む）からの意見･要望等を受け付けるコーナーを設ける。

⑶　これら意見･要望等については、関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。

13. 評価手法等の改善に関する事項

●外務省の政策評価の改善は、今後の評価の実施過程において図っていく。

政策評価は今次新規に導入される制度であること及び外交政策についての政策評価の手法の確立には独自の困難さがあることに鑑み、外務省としての政策評価については、今後具体的な評価の実施の過程の中でその改善を図っていくこととする。

【事後評価の対象としようとする政策】

1. 国･地域

⑴ 対アジア大洋州外交
⑵ 対米外交
⑶ 対中南米外交
⑷ 対欧州外交
⑸ 対中東外交
⑹ 対アフリカ外交

2. 分野

⑴ 国際の平和と安定に関する取組
⑵ 米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策への取組
⑶ 軍備管理･軍縮･不拡散への取組
⑷ 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力
⑸ 国際経済に関する取組

⑹ 地球規模の諸問題への取組
⑺ 国際法の形成・発展に向けた取組
⑻ 文化交流への取組
⑼ 広報活動
⑽ 外務省改革への取組
⑾ 海外邦人安全対策
⑿ 的確な情報収集及び情勢分析への取組

3. 政府開発援助（ODA）

⑴ 政府開発援助における政策
⑵ 政策評価法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに基づく事後評価
（政府開発援助に係る未着手・未了案件）

外 務 省 事 後 評 価 平 成 １５ 年 度 実 施 計 画

Ａ．外務省事後評価平成１５年度実施計画

Ｂ．平成 15 年度の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

1. 国･地域

（1）対アジア大洋州外交

対東アジア・ASEAN外交

対北朝鮮政策

対韓国外交

対中国外交

対東南アジア外交

対南西アジア外交

対大洋州諸国外交

（2）対米外交

（3）対中南米外交

（4）対欧州外交

二国間外交

対EU外交

対中央アジア・コーカサス地域外交

対ロシア外交

（5）対中東外交

中東和平問題

イラク復興支援問題

対イラン外交政策

対アフガニスタン外交政策

（6）対アフリカ外交

2. 分野

（1）国際の平和と安定に対する取組

（2）米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策への取組

（3）軍備管理・軍縮・不拡散への取組

（4）原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力

（5）国際経済に関する取組

（6）地球規模の諸問題への取組

（7）国際法の形成・発展に向けた取組

（8）文化交流への取組

（9）広報活動

(10) 外務省改革への取組

(11) 海外邦人安全対策

(12) 的確な情報収集及び情勢分析への取組

3. 政府開発援助 (ODA)

（1）政府開発援助における政策

（2）政策評価法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに基づく事後評価（政府開発援助に係る未着手・未了案件）

外務省事後評価平成15年度実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」という。）第 7 条の規定に基づき、外務省における事後評価の実施計画を以下のとおり定める。

1.計画期間（評価実施期間）

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

2.対象となる政策

評価実施期間内に事後評価対象となる政策（「国・地域」については各々の項目にある「中期施策」を、「分野」については各々の項目にある「重点施策」をそれぞれ指す。）は、別添のとおりとする。

3.事後評価の方法

（1）外務省における政策評価は、政策評価法および「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）に従い外務省が定めた「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間は平成14年度から16年度まで。以下、「基本計画」という。）に従い、「総合評価」方式を基本とする。ここでいう総合評価方式とは、第１に、政策の目的と手段を体系的に整理し、それらを必要性、効率性、有効性の観点から評価した上で、その体系全体における目的と手段の関係の適切さを検証すること、第２に、時々の課題に対応する政策について、目的と手段を様々な角度から掘り下げて総合的に評価し、政策の効果を明らかにしたり、問題点の解決に資する多様な情報を提供することをいう。外務省においては、評価の対象とする政策の特性に応じて、上記二つの方法のいずれかを用いて評価を行うこととする。

（2）評価の観点は、以下（イ）～（ハ）を基本とする。平成15年度においては、右に加え（二）優先性の観点をもって評価を実施する。

（イ）必要性

政策の目的が国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図るという観点から妥当か。行政関与の在り方から見て外務省が政策の企画立案や実施の主体となる必要があるか。

（ロ）有効性

政策の実施によって、期待される効果が得られるか、または実際に得られているか。実施計画等で設定された目的を達成しているか。

（ハ）効率性

政策の実施に当たって、投入された人的・金銭的コスト及び時間その他の資源に見合った効果が得られるか、または実際に得られているか。必要な効果がより少ない資源で得られる方途が他にないか。

（ニ）優先性

上記観点の評価を踏まえ、当該政策手段又は事業は他のものよりも優先すべきか。

4.事後評価手続

（1）個別の政策を所管する各局課は、本実施計画に基づき事後評価を行い、その結果を大臣官房総務課に提出する。

（2）大臣官房総務課及び考査・政策評価官は、総合外交政策局総務課・企画課及び大臣官房会計課とともに事後評価の結果に対し、それぞれの立場から総合的審査（レビュー）を行う。

（3）大臣官房総務課及び考査・政策評価官は、上記（1）の事後評価の結果及び上記（2）の総合的審査結果を取りまとめ、外務省の省議に付したのちこれを公表する。

（4）上記（3）で取りまとめた事後評価の結果については、その後のそれぞれの政策等に適切に反映させる。

（了）

１．国・地域

（1）対アジア大洋州外交〔対東アジア・ASEAN 外交〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
１．東アジアにおける各種地域協力の強化	（イ）幅広い分野での日・ASEAN 協力の強化	◎日・ASEAN 間の政治・経済・文化等幅広い分野での協力促進	(a) 日・ASEAN 特別首脳会議の開催、日・ASEAN 交流年、日・ASEAN 包括的経済連携構想推進等を通じた「５つの構想」の推進 (b) 日・ASEAN 首脳会議及び同外相会議 (c) 拡大 CGM（ASEAN 協議グループ会合）、日・ASEAN フォーラム、日・ASEAN・SOM（高級実務者会合）
	（ロ）ASEAN+3 協力の更なる拡充	◎ASEAN+3 の枠組みにおける諸分野での協力促進	(a) ASEAN+3 首脳会議及び同外相会議 (b) ASEAN+3、SOM、同局長級会合
	（ハ）日中韓三国協力の深化	◎日中韓三国の経済を中心とする諸分野での協力促進	(a) 日中韓首脳会合及び外相会合 (b) 日中韓 SOM、同局長級会合 (c) 日中韓経済共同研究の側面支援

（1）対アジア大洋州外交（対北朝鮮政策）

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
２．日朝間の諸懸案を解決し我が国と北東アジア地域の平和と安全に寄与する形での日朝国交正常化	（イ）日朝二国間における取組	◎拉致問題や核問題、ミサイル問題を含む安全保障上の問題等日朝間の諸懸案の平和的解決の実現	(a) 日朝国交正常化交渉 (b) 日朝安保協議 (c) 日朝赤十字会談
	（ロ）多数国間等における取組	◎拉致問題や核問題、ミサイル問題を含む安全保障上の問題等日朝間の諸懸案の平和的解決の実現	(a) 六者会合 (b) TCOG（日米韓三国調整グループ会合） (c) その他関係各国との協議 (d) KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）

（1）対アジア大洋州外交〔対韓国外交〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
３．未来志向の日韓関係及び北東アジア地域の平和と繁栄のための協力の推進	（イ）日韓間の交流の増加	◎日韓間の相互理解と信頼関係の一層の強化	(a)「日韓共同未来プロジェクト」の推進 (b) 日韓閣僚級懇談会 (c) 恒久的査証免除へ向けた協議
	（ロ）日韓間の経済関係の強化	◎日韓間の貿易投資の増進	(a) 日韓 FTA（自由貿易協定）に関する協議の推進 (b) 経済緊密化のための環境整備（各種協議の推進等）
	（ハ）日韓間の安全保障分野での関係の強化	◎北東アジア地域の平和と安定のための日韓間の連携の強化	(a) 対北朝鮮政策についての連携の強化 (b) 日韓安保対話、防衛交流の促進

（1）対アジア大洋州外交〔対中国外交〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
４．良好な日中関係の推進（平和と発展のための友好協力）	（イ）間断なき対話を通じた日中間の各種協力の推進	◎幅広い分野における日中間の「共通利益」の拡大	(a)要人往来をはじめとする間断なき対話 (b) 新日中友好 21 世紀委員会の立ち上げ (c)北朝鮮情勢等をはじめとする地域情勢に関する緊密な対話
	（ロ）日中経済関係の強化	◎日中間の経済問題の早期発見・未然防止と相互補完関係の強化	(a) 日中経済パートナーシップ協議 (b) 各種協定の効果的実施
	（ハ）人的交流の拡大とそのための環境整備	◎日中間の相互理解・相互信頼の向上と邦人保護・治安協力強化等	(a) 各種招へい事業、知的交流 (b) 領事関係国際約束の締結交渉

（1）対アジア大洋州外交〔対東南アジア外交〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
５．東南アジア諸国との更なる関係強化を通じた地域の安定と繁栄の確保	（イ）ベトナムとの貿易・投資関係促進に向けた取組	◎日越双方の貿易投資環境の改善を通じた貿易 ◎投資関係の量的拡大と質的変容 ◎国際分業の進展 ◎我が国の構造改革への寄与等	(a) 日越投資協定の署名・締結、発効、フォローアップ（合同委員会等） (b) 「日越共同イニシアチブ」 (c) 日越投資・貿易ワーキング・グループ
	（ロ）インドネシアの安定・発展に向けた努力に対する支援等を通じた、良好な二国間関係の推進	◎各種支援を通じた投資環境の改善 ◎インドネシアの経済・社会の安定の確保	(a) 経済構造改革支援の実施 (b) ガバナンス（警察、司法、地方自治等）支援の実施 (c) テロ対策支援の実施

（1）対アジア大洋州外交〔対南西アジア外交〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
６．対南西アジア外交の増進	（イ）日印グローバル・パートナーシップの強化	◎政治、安全保障、経済、文化、地球規模問題等広範な部分での協力強化	(a) 要人往来の実施 (b) 日印安保対話等各種協議の実施
	(ロ) スリランカの「平和の定着」への貢献	◎過去 20 年間続いた民族紛争の終結 ◎日本の国際的地位の向上	(a) スリランカ復興開発に関する東京会談の開催

（1）対アジア大洋州外交〔対大洋州諸国外交〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
７．大洋州地域諸国との友好・協力関係の強化	（イ）豪州との政治・経済等幅広い分野での友好・協力関係の推進	◎各種協議を通した友好協力関係の進展	(a)日豪間の政治安全保障関連の対話の促進 (b)日豪間と経済関係深化のための枠組みの確立
	（ロ）ニュージーランドとの政治・経済等幅広い分野での友好・協力関係の推進	◎各種協議を通した友好協力関係の進展	(a) 日・ニュージーランド間のハイレベル対話の確立
	（ハ）大洋州島嶼国との幅広い分野での友好・協力関係の推進	◎各種協議を通した友好協力関係の進展	(a) 第３回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議の開催及びフォローアップ (b) PIF 域外国対話への積極的な参加

（2）対米外交

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化	（イ）政治分野での協力の推進	◎日米両国が直面する共通の政治・安全保障面での諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化	(a) 政府間（首脳、外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施 (b) 民間有識者を含む対話の実施 (c) 米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招へい
	（ロ）経済分野での協力の推進	◎日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調の推進	(a) 成長のための日米経済パートナーシップの運営 (b) 日米経済関係強化に向けた取組 (c) 個別通商問題への対処
	（ハ）安全保障分野での協力の推進	◎日米安保体制の信頼性の向上、在日米軍の円滑な駐留の確保	(a) 安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続 (b) SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施の推進、日米地位協定の運用改善
	（二）日米間の交流・相互理解の促進	◎両国における日米関係を担う人材の育成。両国における日米関係の重要性に関する認識、親日・親米感情の更なる醸成	(a) 日米交流150周年関連諸事業の実施 (b) 将来の日米関係を担っていく人材である青少年、日系人の交流の実施 (c) 非政府組織、地方自治体レベルの日米交流の活動支援

（3）対中南米外交

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
中南米地域諸国との政治経済分野における関係の強化	（イ）チリとの二国間関係の強化	◎日・チリ二国間経済協議の開催 ◎政策対話の実施	(a) 日・チリ経済委員会への協力・支援 (b) 二国間の技術協力の促進 (c)「日・チリ・パートナーシップ・プログラム」の推進（二国間協力の第三国への波及）
	（ロ）メキシコとの経済関係の強化	◎日・メキシコ経済連携強化のための協定締結交渉における実質合意の達成	(a) 日・メキシコ間のハイレベルの要人往来の活性化などを通じた両国間の更なる関係強化の策定・推進 (b) 日・メキシコ経済連携強化のための協定締結交渉（2002 年 11 月～）の推進 (c) 日・メキシコ経済協議会への協力の推進
	（ハ）カリブ共同体（カリコム）諸国との対話の促進	◎国連等の国際的な場での対日協力姿勢の確保・強化	(a) 要人、有識者の往来を積極的に進め、幅広い国際問題につき対話を進める

（4）対欧州外交〔二国間外交〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
１．欧州統合が進展する中、ＥＵとの関係強化と同時に、欧州各国（主要国、その他諸国）との二国間関係の推進・強化	（イ）政治対話の実施	◎二国間関係の強化 ◎相互信頼関係の増進	(a) 各種レベルでの政治対話の実施 ・首脳会談 ・外相会談 ・事務レベル
	（ロ）特に主要国との間で国際場裡における協力の推進	◎二国間の文脈にとどまらないグローバルな協力関係の構築	(a) 国際的課題や国際情勢に関する協議
	（ハ）相互理解の増進 ・人的交流 ・文化交流	◎二国間関係の基盤の強化、拡充	(a) 招へい（対先進国招へい、青年招へい他） (b) 文化事業 (c) 共同セミナー等の開催

（4）対欧州外交（対 EU 外交）

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
２．統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるＥＵとの間で、政治面で一層の関係強化	（イ）「日欧協力の 10 年」の実施	◎欧州全体との関係強化	(a) 「日・EU 協力のための行動計画」の実施
	（ロ）政治対話の着実な実施	◎日・ＥＵ関係の強化・拡充 ◎相互信頼関係の増進	(a) 日・EU 定期首脳協議（首脳レベル） (b) 日・EU トロイカ外相協議（閣僚レベル） (c) 日・EU トロイカ政務局長協議（事務レベル） (d) その他（日・EU 議員会議（側面支援）等）
	（ハ）各種協議・協力の推進	◎日・ＥＵ間での幅広い協力関係の構築（特に実務者レベル）	(a) 国際的課題や国際情勢に関する協議（テーマ別に実施） 日・EU トロイカ政策担当者協議（ブリュッセル他で開催） 日・EU トロイカ協議（東京で開催）
	（二）相互理解の増進 ・人的交流 ・文化交流	◎日・ＥＵ関係の基盤の強化・拡充	(a) 招へい（対先進国招へい他） (b) 日・EU 交流（欧国）関連事業等

（4）対欧州外交〔対中央アジア・コーカサス地域外交〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
３．シルクロード地域（中央アジア及びコーカサス）諸国に対する二国間関係の増進	（イ）政治対話（要人交流）の促進	◎要人間の信頼関係の構築を通じた関係強化	(a) 首脳会談 (b) 外相会談 (c) 事務レベル協議
	（ロ）人材育成、インフラ整備への支援による市場経済化の促進	◎より一層の経済安定化、発展	(a) 政府間経済協力 (b) 民間部門における交流の促進 (c) 人的、知的交流の促進
	（ハ）主要国との中央アジアに関する情報交換、協議の実施	◎我が国外交の広報、各国・機関からの情報収集	(a) 日・露 (b) 日・米 (c) OSCE（欧州安全保障協力機構） (d) EU（特に日・独）

（4）対欧州外交〔対ロシア外交〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
４．幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ること	（イ） ・平和条約締結問題への取組 ・条約交渉 ・北方領土問題解決に向けた環境整備	◎平和条約交渉の進展 ◎領土問題解決に向けた環境整備の進展	(a) 平和条約締結問題日露合同委員会 ・国境画定委員会 ・共同経済活動委員会 (b) 四島交流、自由訪問、墓参 (c) 世論啓発事業
	（ロ）経済分野における協力推進	◎経済分野での日露協力の進展	(a) 貿易投資政府間委員会 ・貿易投資分科会 ・極東分科会 (b) エネルギー協力 (c) 貿易投資の促進のための諸措置 (d) 科学技術分野の協力 (e) 環境分野の協力 (f) 運輸分野の協力 (g) 漁業分野の協力 (h) 対露技術支援
	（ハ）国際舞台における協力の推進	◎各種国際問題に関する日露協力の進展	(a) 国際問題や地域情勢に関する協議
	（二）政治対話の積極的な実施	◎ハイレベル及び事務レベルでの相互信頼関係の強化と各種分野での協力関係の進展	(a) 首脳会談 (b) 外相会談 (c) 事務レベル協議
	（ホ）相互理解の増進 ・人的交流 ・文化交流	◎文化面における日露関係の深化 ◎両国民間の相互理解の増進	(a) 招へい（オピニオン・リーダー、対先進国、議員） (b) 大型文化事業 (c) 草の根交流事業

（5）対中東外交（中東和平問題）

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
１． 中東地域の平和と安定、経済的発展 わが国の中東政策における国際的な発言力の強化	（イ）当事者に対する働きかけ	◎紛争当事者間の対話と交渉の促進	(a)　総理・外相その他要人の中東訪問 (b) 先方要人の招へい (c) 中東和平特使の活動の活発化
	（ロ）関係国との活発な協議	◎中東地域の安定化と経済的発展及び中東政策におけるわが国の国際的な発言力の強化	(a) 日米協議、日・EU 協議、日仏協議、日露協議等を通じた関係国との政策協調
	（ハ）パレスチナ国家建設支援	◎「二国家構想」の実現に向けたロードマップの推進	(a) パレスチナ改革支援 (b) 段階に応じた国造りへの協力
	（二）信頼醸成措置	◎紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意成立に向け、紛争当事者を対話のテーブルにつかせること	(a) 信頼醸成会議の開催 (b) 環境分野におけるイスラエル・パレスチナ共同事業の推進 (c) イスラエル・パレスチナ間の NGO 協力事業への支援 (d) 人物交流
	（ホ）多角的中東外交	◎中東和平に関し、経済支援のみならず政治的側面も含めてプロセス全体に関与	(a) アラブとの政治対話の促進 (b) 包括的な和平を目指した努力の促進
	（ヘ）わが国の立場と支援姿勢の積極的広報	◎中東和平に関して高まる内外の関心に応え、中東和平推進におけるわが国の存在感を高めること	(a) 談話、内外プレス等を通じた我が国の立場の積極的広報

（5）対中東外交〔イラク復興支援問題〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
２．イラクの平和と安定の実現	（イ）人道・復興支援の実施	◎国民の生活水準の向上、復興の進展	(a) 人道・復興分野における効果的な支援の実施
	（ロ）政治プロセス及び治安分野での協力	◎イラクにおける正式政権の早期発足、治安の改善	(a)政治プロセス促進のための協力の実施 (b) 治安分野での協力の実施
	（ハ）関係国・国際機関との緊密な協議・協力	◎広範な諸国・機関との連携	(a) 二国間・多国間協議の実施
	（ニ）二国間関係の強化	◎二国間の相互理解の増進	(a) 要人往来 (b) 二国間・多国間協議の実施

（5）対中東外交〔対イラン外交政策〕

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
３．地域の大国たるイランが、その国力に応じ、地域の安定のための責任を果たすこと	（イ）イランの改革路線・対外関係緊張緩和路線の慫慂	◎イランの改革の進展、対外的な緊張緩和の進展	（ａ）二国間・多国間の枠組みでのイランへの支持・支援
	（ロ）国際社会の懸念の払拭の働きかけ	◎懸念払拭に向けたイランの具体的行動の実現	（ａ）二国間・多国間の枠組みでのイランへの働きかけ
	（ハ）二国間関係の強化	◎二国間の相互理解の増進	（ａ）要人往来 （ｂ）二国間・多国間協議の実施

（5）対中東外交（対アフガニスタン外交政策）

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
４．アフガニスタンの平和と安定の実現	（イ）二国間関係の強化	◎二国間の相互理解の増進	（ａ）要人往来 （ｂ）二国間・多国間での協議・連絡 （ｃ）世論啓発
	（ロ）和平・復興支援の実施	◎国民の生活水準の向上、和平・復興の進展	（ａ）二国間・多国間会合の開催 （ｂ）迅速な支援の実施 （ｃ）治安分野（DDR)での貢献 （ｄ）NGO との連携・協力
	（ハ）関係国・国際機関との緊密な協議・協力	◎広範な諸国・機関との連携	（ａ）二国間・多国間協議の実施

（6）対アフリカ外交

（長期）基本政策目標	（中期）施策	期待される効果	（短期）事業
アフリカ諸国のオーナーシップ（自助努力）と日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発の推進	（イ）TICAD プロセスを通じた対アフリカ開発等の推進	◎アフリカ諸国による開発努力に対する協力の推進 ◎アフリカにおける平和の実現への貢献 ◎我が国がイニシアティヴをとることによる、日・アフリカ関係の強化	(a) ドナー諸国、アジア諸国、国際機関、NGO 等の幅広い参加を得て TICADIIIを開催 (b)我が国の対アフリカ協力の基本方針の発表 (c) 上記基本方針に基づく、開発支援、平和の実現の両面に亘る包括的な支援（インフラ整備、除隊兵士の社会復帰等）の推進 (d) 南南協力（例えば、ヒッパロスセンターを通じたアジア・アフリカ間の貿易・投資促進等アジア・アフリカ協力）の推進
	（ロ）マルチの枠組みにおける対アフリカ外交の推進	◎アフリカ諸国による開発努力に対する国際協調の推進 ◎国際協調の下でのアフリカにおける平和の実現への貢献	(a)国連等の国際機関におけるアフリカ関連の議論への積極的な貢献（安保理会合や OECD／DAC での我が国の方針の説明等） (b) 「G8 アフリカ行動計画」の着実な実施 (c) アフリカ連合（AU）、準地域機関の活動の支援
	（ハ）日・アフリカ間の文化・人物交流の促進及び広報活動の促進	◎日・アフリカ関係の重層的発展及び日本国内でのアフリカへの関心喚起	(a) 「アフリカンフェスタ 2003」の開催 (b) 各種招へい・交流事業等を通じ人物交流の促進 (c)アフリカ関係広報活動の積極的な推進

２．分野

（１）国際の平和と安定に対する取組

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）紛争後の国に対し、紛争状態に後戻りしないような平和と安定の国造りを目指す「平和の定着」に向けた総合的な国際協力	「平和の定着」に向けた総合的な国際協力の強化・推進	(a) G8 及び国連との協力体制の確立や援助政策協調の促進 (b) 和平・政治プロセスへの積極的な参加・貢献 (c) 治安分野（警察、DDR 等）への支援強化 (d) 迅速な人道・復興支援の展開	◎紛争後の国に対する国際協力の場での我が国のイニシアティブ発揮 ◎実効的かつ有意義な支援の展開 ◎目に見える貢献の実施 ◎治安分野を中心に、我が国による国際協力の幅の拡大
重点施策	**重点施策の上位目的**	**手段**	**期待される効果**
（ロ）国連平和維持活動（PKO）を始めとする国際社会の平和と安全を求める努力に対する適切な協力	国際平和協力の一層の促進	(a) 現在参加中の PKO 活動における協力の円滑な実施 (b) 今後一層積極的な協力（「より多くの活動へ」「より幅広い分野で」「より迅速な」協力）を行うための施策の検討 (c) 上記（a）、（b）の確保に必要な国内体制の整備 (d) 国内世論に対する適切な説明	◎PKO や国際的な人道救援活動等への我が国の協力の促進 ◎PKO や国際的な人道救援活動等の効果的な実施 ◎国際社会の平和と安全を求める努力に対する迅速な対応と法的裏付けの確保 ◎国会やメディアを通じた理解の拡大

（2）米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策への取組

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策	テロリズム防止及び根絶に向けた国際的な取組への積極的な参加・協力を通じ、我が国及びその周辺諸国並びに国際社会全体の平和及び安全の維持を確保する。	(a) テロ資金供与防止条約等テロ防止関連条約の締結推進及び履行確保のための働きかけ並びに国連安保理決議1373の履行確保のための働きかけ (b) テロリスト等に対する資産凍結等の実施 (c) G8等主要国間協力に関する取組の強化 (d) 二国間及び地域間協力の強化並びにそれらを通じたテロ対策強化への働きかけや支援	◎我が国及び国際社会におけるテロリスト等による活動の抑止・防止 ◎テロリスト等の資金調達の防止 ◎主要国間のテロ対策に関する協力体制の強化及びテロ防止のための国際的枠組の強化 ◎途上国等におけるテロ対策の進展

（3）軍備管理・軍縮・不拡散への取組

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）核軍縮を含む大量破壊兵器（核・科学・生物兵器）の禁止や規制並びに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化	大量破壊兵器やテロの脅威に対しての、我が国及びその周辺地域や国際社会全体の平和と安全の確保	(a) NPT(核兵器不拡散条約)関連国際会議への積極的な参加 (b) NPT、CTBT(包括的核実験禁止条約)の署名・批准国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ (c) 核軍縮決議案の国連総会への提出 (d) 旧ソ連諸国の非核化支援 (e) BWC（生物兵器禁止条約）及び CWC（化学兵器禁止条約）の普遍化・強化のための努力 (f) 我が国の CWC 履行の経験や知見の提供 (g) CWC 実施機関の機能強化のための支援 (h) IAEA（国際原子力機関）の保障措置の強化・効率化	◎NPT 運用検討会議準備委員会の成功 ◎NPT 締約国及び CTBT 批准国の増加 ◎CTBT 国内運用体制の強化 ◎核軍縮決議案の国連総会での採択 ◎極東ロシアの退役原潜解体事業の進展 ◎BWC 及び CWC の条約締約国の増加 ◎途上国における CWC 国内実施措置の強化 ◎化学兵器禁止機関の活動能力の強化 ◎IAEA 追加議定書締結国の増加
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ロ）地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化	紛争後の国や国際社会全体の安全の確保	(a) 地雷対策事業への支援 (b) オタワ条約（対人地雷禁止条約）の締結働きかけ (c) 小型武器非合法取引防止に向けた措置への国際協力と支援 (d) 小型武器回収プロジェクトの実施	◎地雷除去、犠牲者支援の実施促進 ◎小型武器問題に対する関心が国際社会において喚起されること ◎小型武器非合法取引防止のための政策策定の進展
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ハ）大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化	我が国の安全保障環境の向上とアジア地域及び国際社会の平和と安定への貢献	(a) 国際的輸出管理レジームの強化 (b) 弾道ミサイルの拡散防止・抑制に資する国際的規範（ICOC）への参加国を増やすための努力 (c) アジア太平洋諸国・地域、特に ASEAN 諸国を対象とする二国間の働きかけやミサイル不拡散、輸出管理に関するセミナーの開催	◎大量破壊兵器懸念国、ミサイル活動国による大量破壊兵器関連物質調達の困難化 ◎ICOC 参加国の増加。ICOC の規範性の向上 ◎不拡散・輸出管理等に関するセミナーが成功裏に開催され、参加アジア諸国から不拡散体制強化に関する前向きな反応が得られること

（4）原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）原子力の平和利用のための国際協力の推進	世界規模での原子力平和利用の促進、不拡散体制の強化 原子力平和利用に関する科学技術の国際的な研究・開発の促進・強化	(a) 二国間原子力協定に基づく協力の推進及び二国間原子力協議の実施促進 (b) ユーラトム（欧州原子力共同体）との原子力協定の締結 (c) IAEA・アジア原子力地域協力協定（RCA）への積極的関与及び貢献	◎我が国の核燃料サイクルの円滑な運営及びエネルギーの安定供給の確保 ◎日ユーラトム原子力協定の締結 ◎RCA における我が国の貢献増強
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ロ）原子力安全、研究開発等に係る国際協力の推進	高度な水準の原子力安全を世界的に確保・維持するための国際的な体制の強化	(a) 我が国による「使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約」の早期締結 (b) 「使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約」の国際的な締結・履行促進に向けた積極的な関与と貢献	◎「使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約」の締結 ◎「使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約」の締約国の増加及び締約国会議の成功
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ハ）科学技術に係る国際協力の推進	高水準の科学技術の発展を世界的に推進するための国際的な協力体制の強化	(a) 国際熱核融合実験炉（ITER）計画の実現に向けた国際協力の促進 (b) 国際科学技術センター（ISTC）、国際宇宙基地（ISS）の活用を通じた科学技術協力の強化 (c) 米、仏、加等との科学技術に関する二国間協力の強化	◎ITER 建設のための協定策定準備の推進 ◎ISTC を通じた国際支援による科学技術研究プロジェクト約 200 件の実施 ◎スペースシャトル事故を契機とした ISS 計画見直し作業の推進 ◎米、仏、加等との二国間の科学技術協力体制の維持・強化 ◎新たな国・国際機関との協力体制の確立（具体的には、ノルウェーとの科学技術協力協定締結、EU との協定締結交渉実施）

(5) 国際経済に関する取組

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
(イ) グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画	G8、OECD 等を通じた他の先進国や利害関心の近い国々等との政策協調、WTO 新ラウンド交渉の積極的推進等を通じ、WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化	(a) 主要国首脳会議の準備プロセスへの積極的参画及び各種作業グループへの積極的貢献 (b) WTO 新ラウンド交渉への参画、特に、各交渉分野での我が国の提案及びイニシアティブの発揮 (c) ロシア、ベトナム等とのWTO 加盟交渉の促進 (d) 途上国の貿易関連キャパシティ・ビルディングの推進 (e) 貿易政策検討制度(TPRM)を通じた貿易環境の改善 (f) 紛争処理手続きの適切な運用を通じた多角的貿易の強化 (g) 途上国との信頼醸成に資する各種セミナーの実施 (h) 様々な分野におけるOECD 活動への可能な限りの積極的な関与 (i) OECD 活動を通じて得られた成果の我が国の経済・社会システム及び経済政策への活用。OECD の活動や報告の我が国国内への積極的な広報 (j) OECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進 (k) 開発途上国の貿易促進に向けた、一般特恵関税制度(GSP)の改善	◎主要国首脳会議や OECD を通じた世界経済、貿易、投資、開発、環境、食品安全など幅広い分野における我が国の利益の保護・増進(特に途上国との関係で先進国間の政策協調を通じた効果的対処の発現) ◎(2004 年末の交渉期限までにWTO新ラウンド交渉が妥結する場合) 貿易の更なる自由化やルールの強化を通じた我が国の経済的利益の向上 ◎ロシア、ベトナムを始めとする WTO 加盟交渉を通じた我が国企業にとっての経済的機会の増大 ◎途上国向けの支援を通じた世界貿易のさらなる円滑化、途上国の WTO 体制への積極的な参加を通じた多角的貿易体制の安定性への向上 ◎各国貿易政策の透明性向上を通じた我が国企業の活動環境の改善 ◎OECD 活動の成果の活用による我が国経済社会システムの改善、経済政策の充実 ◎OECD の非加盟国協力活動を通じた途上国との関係強化
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果

(ロ) 重層的な経済関係の強化･有効活用	EU を始めとする欧州諸国との経済関係の一層の緊密化。APEC や ASEM 等を通じた我が国にとって好ましい方向に向けたアジア大洋州地域における協力及びアジア欧州間における協力の推進。グローバルな国際経済の枠組みを補完･強化するものとしての地域済協力の枠組みの強化等を通じ、我が国の対外経済関係をより一層、重層化、強化すると共に、上記政策のより有効的な活用	(a) 日･EU 行動計画を具体化するための双方向の貿易･投資の促進、IT 協力の推進、MRA (相互承認協定) の実施と分野拡大の検討、独禁協定の早期締結及び関係者の積極的招へい (b) 日･ＥＵ規制改革対話の促進 (c) 日本企業及び外国企業 (対日投資貿易を行う、あるいは検討している) 等に対する支援の拡充のための意見交換の強化及び在外公館企業支援窓口の活用 (d) 日･EU 閣僚協議、日･EU 行動計画運営グループ会合をはじめとする二国間経済協議等各種協議の場を通じての欧州共同体や欧州各国との二国間経済関係の強化及び協力案件の推進。日･EU ビジネス･ダイアログ･ラウンドテーブル (BDRT) をはじめとするビジネス界との経済分野における (官民) 連携の推進 (e) 貿易円滑化、経済･技術協力、構造改革等での我が方のイニシアティブ及びメンバー間の共同取組の推進を通じた APEC プロセスの強化 (f) 首脳会合、外相会合等既存の会合に加え、環境大臣会合、移民管理大臣会合といった新たなテーマへの取組における、ASEM の特性を踏まえた対応 (g) ASEM 調整国としての調整国会合等の各種会合の主催など両地域の関係強化の促進 (h) 第 4 回首脳会合におけて設立された「貿易、投資、金融に関するタスクフォース」における議論が効率的でかつ今後の ASEM 活動にとって有意義なものとなるよう、事務局やメンバーに対し、積極的な支援を行うなど、様々な個別イニシアティブ等への適切な対応 (i) メキシコとの経済連携強化のための協定締結交渉を年内に実質的に終了させることを目標にした、最大限努力の継続。韓国及び ASEAN 諸国との間での自由貿易協定、経済連携協定に関する協議の更なる推進	◎欧州やアジア等の他地域と我が国との経済関係の強化、緊密化 ◎欧州及び我が国における規制改革 ◎日本企業の海外における活動の活発化。外国企業の対日投資の活発化 ◎アジア･欧州間の経済関係の強化、重層化 ◎自由貿易協定･経済連携協定に係る政府としての検討及び必要な作業の進展

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
(ハ) 国際経済の新たなる諸課題への効果的対処	マネー・ロンダリング (資金洗浄)、テロ資金対策など新たな課題について、国際社会の取組への積極的な関与による、我が国の安全保障環境の更なる改善	(a) マネー・ロンダリング対策のための国内体制整備の促進、及び FATF (金融活動作業部会) テロ資金特別勧告の我が国による履行確保、また各国の努力・個別事情へ配慮しつつ他国によるマネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策を促進 (b) 国際民間航空の発達のために ICAO (国際民間航空機関) が行う諸活動・運営に参画し、我が国の立場が反映されるための努力。特に、航空保安強化のための活動に積極的に参画 (c) APEC におけるテロ対策、及びそのためのキャパシティ・ビルディングを行うことを目的に設置された「テロ対策・タスク・フォース」(CTTF) (我が国は副議長を務めている) の活用	◎テロ資金取締りの強化によりテロリストの活動の弱体化 ◎マネー・ロンダリング取締りの強化を通じた国際的な組織犯罪への対応、及び国際金融市場の健全性確保 ◎ICAO を通じた国際航空保安活動の増進
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果

(ニ) 国際経済の伝統的な諸課題への効果的対応	捕鯨・マグロ漁業、エネルギー、食糧問題、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給の確保	(a) 国際漁業機関での資源保存と利用交渉への積極的参加。海洋生物資源の保存と持続的利用の原則確保のための国際的協力の推進（新たな国際漁業機関作りのための作業を含む。） (b) 捕鯨問題に関する日米対話の継続。6月のベルリンIWC総会における、捕鯨推進派の加盟国との協調、及び現状改革の気運を促進 (c) 各国地域漁業機関における便宜置籍漁船等 IUU（違法、無報告、無規制）漁業対策の推進、及び国内での対策が国際ルールと整合的に実施されるよう関係省庁との協力 (d) 我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応及びそのための国際協力の推進と国内体制の整備。特に地域協力協定の早期採択に向けて引き続き積極的なイニシアティブを発揮 (e)「国連海洋法条約体制」の効果的な運用と発展に対する我が国の積極的かつ効率的な貢献を図る。特に同条約の下で設立された国際海洋法裁判所の不当に高率な現在の分担率（25%）を 22%に引き下げる。また、海洋先進国を集めた非公式協議の東京開催等を通じ、我が国の関心事項を国際的に知らしめる。 (f) ASEAN+3、APEC 等を通じたアジア・大洋州諸国とのエネルギー協力強化。特に ASEAN+3 プロセス（ASEAN+3 エネルギー協力に関する各種会議、セミナー等）を通じて、具体的協力推進、並びにAPECプロセス（エネルギー作業部会、エネルギー大臣会合等）を通じてエネルギー・セキュリティー・イニシアティヴ及びエネルギー・リテラシー・イニシアティヴを推進 (g) IEA、G8 等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化。特に G8 エネルギー大臣会合等を通じた G8 間の協力、並びに理事会及び関連作業部会を通じたIEA加盟国間における緊急時対応メカニズムの強化・充実	◎我が国漁業権益の維持・増進（IUU 漁業籍船対策を含む） ◎鯨も持続的利用の可能な水産資源の一つとの我が国の伝統的文化的認識、価値観の国際理解促進 ◎海賊対策を通じた安全な航行の確保 ◎国連海洋法条約の下での国際的な海洋秩序体制に対する我が国の立場の効果的な反映 ◎我が国のエネルギー安全保障強化 ◎違法伐採・食糧問題へのより効果的な対応

（6）地球規模の諸問題への取組

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）人間の安全保障の推進	国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決	(a) 人間の安全保障基金の運営を通じて「人間の安全保障」の視点に立った人間の生存、生活、尊厳に対する脅威に取り組む国際機関のプロジェクトの支援 (b) シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報	◎人間の安全保障の視点に立った、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威への取組が強化される。 ◎人間の安全保障についての内外における理解が促進される。
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ロ）国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組	国際社会の感染症予防、治療等の努力を支援	(a) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金理事会への参加 (b) 同基金への資金拠出 (c) 同基金への幹部職員の送り込み。	◎途上国による３大感染症対策の強化、促進
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ハ）国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進	人権尊重は普遍的な価値であり、各国の人権尊重は国際社会の正当な関心事項であるとの考えの下、国際社会における人権の擁護・促進に貢献	(a) 中国、イラン、韓国、スーダン、キューバ等との二国間での人権対話の実施 (b) 人権関連分野でのセミナーの実施 (c) 国連人権関係基金への拠出 (d)人権関係の条約の報告書作成及びフォローアップにおける NGO との対話の実施	◎人権諸条約の締結状況の改善、人権分野の国内法制の改正・見直しの進展 ◎人権侵害のリスクの軽減
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ニ）難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組	地球規模で発生している人道問題の解決	(a) 人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府への政策提言・協力を行いつつ、現地のニーズに基づいた人道支援の実施 (b) 難民の本邦定住促進等のための事業の実施、及び関係省庁、NGO 等との連携	◎国際機関の政策決定への我が国考えの反映、人道問題に積極的に取り組む国際社会の一員としての評価 ◎インドシナ難民及び難民認定者（条約難民）に対する定住促進、難民認定申請者保護、並びに国内難民対策についての関係省庁、NGO 等との意見交換の促進
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果

（ホ）地球環境問題への取組	地球環境問題に対する国際的な協力の推進及び国際的な取組のルールや枠組みの構築を通じた環境の維持・改善	(a) 国際機関の活用への支援や条約の策定、締結、実施を通じた地球環境問題への取組への参画及び貢献 (b) 水、違法伐採、防災等、持続可能な開発に係る新しい課題に対する関係の会議やフォーラムへの出席や開催を通じた我が国の考え方の世界への発信	◎より多くの国が条約を遵守 ◎途上国の能力の向上 ◎我が国の環境外交におけるリーダーシップを世界に示すこと
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ヘ）京都議定書の早期発効のための働きかけと全ての国の参加する共通ルールの構築	人類の生存に関わる深刻な問題である地球温暖化に対する国際的な取組を強化すること	(a) ロシアを始めとする議定書未締結国への働きかけ (b) 気候変動に関する日米ハイレベル協議を始めとする、気候変動問題に関する日米協議の推進 (c) 気候変動に関する非公式会合のフォローアップ等を通じた各国との対話の推進	◎京都議定書の発効 ◎全ての国の参加する共通のルールの構築に向けての取組の前進
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ト）国際機関における邦人の参加促進と邦人職員数の増加	国際機関における我が国の人的貢献の推進	(a) 国際機関職員となる人材を大学、民間、各種機関等との協力の下で組織的に育成すると共に、中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘 (b) 国際機関職員に関する広報および情報提供の強化を通じ、国内外において国際機関職員を志望する邦人数の増加を図る。	◎国際機関における邦人職員数の増加

（7）国際法の形成・発展に向けた取組

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りとテロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去	(a) 国際人道法に関連する諸条約等の武力攻撃事態対処法案に関連して必要とされる関係条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 (b) 戦後残された課題である日朝国交正常化交渉、日露平和条約交渉に適切な対処 (c) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組	◎我が国の安全保障の確保や国際社会の不安定要因の除去に資する国際約束等、政治、安保分野の国会承認条約を2～3本程度締結する。その他、これらの分野（経済協力分野を含む。）の行政取極を400～500本締結する。 ◎ジュネーヴ諸条約追加議定書の締結に向けて検討を進める。
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ロ）経済・社会分野における国際約束の締結・実施	多角的自由貿易体制の強化と自由貿易協定・経済連携協定の推進 国民生活に影響を与える様々な分野での国際的ルール作りへの参画や日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進	(a) WTO 新ラウンド交渉の成功にむけて最大限の努力を払う。また、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際し、法的な検討及び助言の実施 (b) 東アジア諸国及びメキシコとの自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） (c) 環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 (d) 社会保障・投資関係の協定への取組等海外における国民の利益を守る法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）	◎東アジア諸国及びメキシコとの自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結を促進する。 ◎環境・人権分野、社会保障・投資分野における国際約束等、経済・社会分野の国会承認条約を 7～8本程度締結する。
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果

（ハ）国際法規の形成への寄与	国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りへの積極的貢献 国際社会における法の支配の強化、国際紛争の平和的解決の促進	国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合において、国際法規の形成及び発展の促進 (a)主要な国際フォーラムにおける我が国からの知的貢献 (b)主要各国との条約局長との協議の実施（韓国、ロシア、中国、欧州各国、米国）	◎国連国際法委員会（ILC）及び第六委員会における国際法の法典化及び漸進的発達への関与 ◎アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）における法規形成への関与 ◎ヘーグ国際私法会議における国際ルール作りへの知的貢献 ◎私法統一国際協会（UNIDROIT）会合におけるルール作りへの貢献 ◎国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）におけるルール作りへの貢献
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ニ）国際法に関する知見の蓄積・活用	国際法解釈の一層の深化を進め、我が国が国際法の発展により積極的に貢献するための基盤を強化 研究会及び意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見の外交実務における国際法解釈及び法的な助言への活用	(a) 国際法の諸分野、特に最近の国際情勢に関連がある、または国際法を解釈する上で有益な分野について研究会等を通じ、知見の蓄積・法的な検討への取組 (b) 種々の外交案件につき、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、法的な観点から案件の的確な処理に資する指針の提示 (c) 要請に基づき公開講座、大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換、交流の実施 (d) 現下の外交案件を検討する上で有益な国際法上の論点に関する各種委託調査の実施	◎国際法学者と外務省関係者が意見交換を行うフォーラムとしての国際法戦略会議における議論を実務に役立てる。 ◎国際法研究会において、国内の国際法学者に対し、実務における国際法上の論点を紹介するとともに意見を聴取し、実務に活かす。 ◎統一国際協会（UNIDROIT）研究会及び国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）研究会における議論の成果を、それぞれの会合におけるモデル法作りに活かす。 ◎国際刑事裁判所（ICC）に関する研究会を発足させ、有識者からの意見を聴取し、ICC 規程と国内法との整合性につき検討を加える。
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ホ）国内・国外・国際裁判への対応	国内外の各種裁判における我が国の国際法解釈を示すことによる、国益の確保	(a) 国内外の裁判において、我が国の国際法上の解釈に関する準備書面、意見書の提出 (b) 裁判地国政府をはじめとする関係国政府との意見交換 (c) 我が国が関係する国際裁判が生じた際の我が国代表団の弁論内容の統括。また、事前調査の実施、法廷での弁論の実施	◎我が国が当事者となる国内外の裁判において、我が国の国益が確保される ｉ）我が国における裁判 ・連合国元捕虜等による損害賠償請求訴訟 ・中国人強制連行訴訟 ・国人強制連行・元慰安婦訴訟 ii）米国における裁判 ・元慰安婦訴訟 ・元捕虜による訴訟 ・（被告は企業であるが政府が見解を表明したものとして）カリフォルニア州における米国人等の強制労働訴訟

（8）文化交流への取組

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）二国間における文化交流	諸外国国民の日本に対する関心・理解を高めるとともに、各国国民との相互理解を深めること	(a) 人物交流事業 (b) 大型周年事業 (c) 在外公館文化事業	◎外国人の事業参加者の対日関心、知識、理解の向上 ◎日本人の事業参加者の諸外国に対する関心、知識、理解の向上
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ロ）文化の分野における国際協力	文化の分野における国際社会への貢献	(a) ユネスコを通じた規則づくり (b) ユネスコ信託基金事業 (c) 文化無償協力（二国間）	◎国際社会における文化関係の規範整備 ◎国際的な文化環境の向上 ◎文化無償協力の供与国における文化・教育環境の向上

（9）広報活動

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）海外における対日理解・対日親近感の醸成および日本政府の政策への理解増進	国際社会の中で良好かつ深い対日認識を醸成することにより、我が国の外交政策の展開を容易にすること	(a) 在外公館を通じた広報活動（館長、館員による講演・テレビ・ラジオ出演、シンポジウム・セミナーの開催、インクワイアリーへの回答等） (b) 人物交流事業。 (c) 印刷物、映像による広報資料の作成、購入、配布 (d) インターネットでの情報発信 (e) 対日世論調査の実施	◎我が国に対する評価及びその変化の状況を適格に把握 ◎対日関心の喚起 ◎対日親近感の増進 ◎バランスのとれた対日理解の促進 ◎正確な日本関連報道の確保 ◎外交政策を含めた我が国の政策への理解促進
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ロ）国内における外交政策への理解の増進のための各種情報の提供及び外交政策に関する国内世論動向の把握	我が国外交政策に関する情報を適時に分かりやすい形で国民に提供することにより、我が国国民に対する説明責任を果たすこと 我が国外交政策に関する認知度、理解及び支持状況といった世論動向を把握し、国民の声を外交政策の形成過程に適切に位置付けること	(a) 外務省ホームページ(日本語版)等、IT・マルチメディアによる情報提供 (b) 定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成 (c) タウンミーティング、講演会・シンポジウム等の開催 (d) 外務省に寄せられる意見等に対応する広聴制度の整備・運用 (e) 世論調査や地方自治体・国際交流団体との意見交換等を通じた幅広い世論動向の把握	◎我が国の外交政策及び国際情勢に関する国民の理解の増進 ◎我が国の外交政策及び国際情勢に関する国民の評価並びにその変化の状況の的確な把握 ◎外交政策推進を容易にするような国内環境の醸成
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ハ）首脳外交・要人往来に関する迅速で正確な情報発信	我が国の外交政策及び要人往来を含む我が国外交努力に対する国民の信頼とより良い理解の増進	(a) 外務省首脳、外務報道官による記者会見等の実施 (b) 外務省首脳、外務報道官の談話・発表文や記事資料の発出	◎外交政策、外交成果に関する正確な報道の確保 ◎外交政策、外交成果に対する国民理解の醸成・増進 ◎外交プロセスに関する国民の信頼の増進
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ニ）我が国の政策特に外交政策に関し、正確で時宜を得た対外プレス発信、並びに我が国に対し好意的な外国報道の定着及び偏向外国報道の是正	諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進	(a) 外国メディアに対する広報（記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング・インタビュー、取材協力等）の実施 (b) 広報媒体の作成（プレス・リリース、説明用資料等） (c) 誤解や情報不足に基づく報道についての反論投稿、編集者や執筆者に対する申し入れ (d) 報道関係者（ペン記者）招待 (e) 各国首脳同行記者への取材協力	◎諸外国のマスコミへの我が国の政策意図の伝達 ◎我が国の外交に関するバランスのとれた諸外国報道の確保 ◎招待記者への我が国の政策・実情への理解の浸透

（１０）外務省改革への取組

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）行政府としての立法府との適切な関係の確保	外務省と立法府との間に適切な緊張関係を構築する。	(a) 文書管理規程に従い国会議員からの意見提出についての文書化 (b) 政務本部の開催	◎我が国の外交や外務省の活動に関し、適切な意見は幅広く受け入れ、不適切なものは排除される。国会議員との間で必要な相互協力関係を構築
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ロ）外交に携わる者としての職員の意識改革	外交に携わる者として、絶えず変化する日本を取り巻く状況に常に敏感な感覚を養い、国民全体の奉仕者としての意識を徹底する。	(a) 外交に携わる者に期待される役割を周知・徹底し、能力を磨くための各種研修の機会の活用 (b) 在外公館窓口業務体制の改善 (c) 在外公館において若手職員を領事業務に従事させ、また、公館長等幹部と在留邦人との積極的な交流の促進	◎外交に携わる者としての使命感が養われ、意識改革が促されることを通じ、更なる活力のある組織の実現
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ハ）徹底した競争原理導入による人事制度の再構築	職員の士気を高め、組織としての活力を最大限に引き出すため、競争原理を積極的に取り入れる。地道な努力がきちんと評価され報われる人事を行う。	(a) 競争原理を導入し、I 種職員の自動的な昇進を廃止すると同時に、専門職及び III 種職員のキャリア・パスの新設 (b) 大使人事について、能力・資格に基づき厳格な審査 (c) 国際機関への出向や外部との人事交流の拡大 (d) 公募制や新たな人事評価制度の活用により、公平性、客観性、透明性及び予測可能性のある人事制度の運用	◎外務省員の競争力の向上による、組織としての能力の最大限の発揮
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ニ）秘密保全の徹底	外交の基本である内外の信頼を回復・強化する。	(a) 秘密保全体制の周知徹底 (b) 秘密保全規則の改訂	◎外務省職員に対する保秘意識の徹底を通じた秘密漏洩の防止及び秘密保全体制の強化
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果

（ホ）ODA の効率化・透明化	ODA に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、より効果的な ODA の実施を目指す。	(a) 無償資金協力実施適正会議等の実施による無償資金協力案件の選定・実施過程の透明性の確保 (b) 「大臣官房考査・政策評価官室」による政策評価の実施をはじめとした手段を通じ、ODA 評価制度の強化 (c) 円借款供与の検討・決定にあたっての被援助国の経済・財政状況の検討の一層厳格な実施及び ODA 総合戦略会議に報告 (d) 政府開発援助関係省庁連絡協議会等を通じて、関係府省間の連携強化	◎ODA の透明性の向上及び外交の手段としての効果及び効率性の向上
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ヘ）外務省予算の効率的使用・透明性の確保	効果的な外交政策の実施の実現と公金の適正使用の確保	(a) 重要外交課題の推進のための予算の重点的配分 (b) 公平性・競争性・透明性の高い調達に努める (c) 監察査察制度の実施による事後チェックの着実な実施 (d) 会計に係る研修等の充実化	◎予算の効率的な使用 ◎会計事務の向上と不正の再発防止
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ト）NGO との連携強化	外交の舞台で重要性を増す NGO と外務省が協力することで多角的な外交を推進する体制を構築する。	(a) NGO への省員の派遣の促進 (b) 省内の NGO 連絡センターの一層の拡充 (c) NGO との懇談会の実施 (d) 「ODA 改革･15 の具体策について」掲げられている NGO 支援基盤整備のための施策の実施	◎NGO との対話や連携を通じた、外交の幅と基盤の拡大
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（チ）広報広聴体制の再構築	我が国の外交政策を内外に力強く発信するための広報体制及び国民の声を広く聴くための広聴活動を強化する。	(a) 外務報道官の機能強化及び広報戦略の策定 (b) インターネット広報の充実 (c) 我が国の外交政策の対外発信のツールとして大臣スピーチの活用 (d) 記者会見等情報発信の機会の活用 (e) 外交青書の内容をより分かり易いものとする。 (f) ホームページや外務省タウンミーティングの活用等を通じ、外交問題に関する国民の意見を求め、外交政策の実施に活用	◎対外発信能力を高めることを通じた、我が国の外交政策に対する、我が国及び諸外国国民のより深い理解の確保及び円滑な外交政策の展開 ◎国民の意見・提言を外交政策に適切に位置付けることによる両者の有機的な連携の構築
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果

（リ）効率的な外交を更に推進するための在外公館を中心とした業務見直し	我が国の外交活動を効率的に実施しながら、世界各国に在住する我が国国民の生命・身体・権益等を守る体制を整備する。	(a) 在外公館の設置状況を見直し、適切な、整理・統廃合・新設を図る。 (b) 在外公館における他省庁出身者の人事配置状況を見直し、適正配置を目指す。 (c) 窓口サービスを中心とした領事業務の拡充・強化 (d) 領事業務実施体制の強化のため人員配置を見直すとともに、財源確保を図る。 (e) 領事業務への IT 活用の推進	◎海外渡航者や在留邦人の様々な要望にきめ細かく対応することを通じた、在外公館による更なる効果的な行政サービスの提供
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ヌ）政策立案過程などの透明化	国民の理解と支持に支えられた外交を推進すると共に、外交政策の国民への説明責任を果たす。	(a) 国民にわかりやすい言葉で外交の理念や政策の目的を説明 (b) 開示手続の迅速化等、情報公開への積極的対応のための体制の強化 (c) 外交記録公開諮問委員会の設置 (d) 外交記録文書公開の迅速化のための体制の強化 (e) 日本外交文書の編纂刊行の促進のための体制の強化 (f) 「外交史談録」（仮称）事業を推進するための体制の強化	◎国民に対する説明責任を果たし、外交政策に対する国民の理解と支持を強化し、もって国民の理解と支持に支えられた外交の推進
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ル）危機管理体制の整備	テロ等危機発生時に即応可能な体制を平素より構築する。	(a) 本省及び在外公館における危機管理体制の整備・拡充 (b) 国際テロ情報収集分析委員会及び国際テロ情報センターの活用 (c) 在外公館の警備体制の人的・物的両面からの強化	◎危機管理体制の整備を通じた、テロや大規模事件等の緊急事態への効果的な対応による在留邦人の生命と我が国の権益の保護
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ヲ）政策構想力の強化	外部有識者やシンクタンクとも連携し、外部意見を政策へ反映するための体制を構築しながら、国民のニーズと国益に則った力強い外交戦略目標を設定する能力を備える。	(a) 外交戦略目標の設定、首脳外交体制の強化等省全体としての政策構想力の強化 (b) （財）日本国際問題研究所等外部シンクタンクの有効活用 (c) 省内での政策提言の促進	◎省内関係部局の有機的連携を通じた外交戦略の適切な立案・実施による力強い外交政策の推進

（１１）海外邦人安全対策

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）海外邦人の安全を図るための諸対策の実施	国民の海外における犯罪、事故、テロ事件、感染症等の被害を防止すること	(a) 国民に対する海外安全情報の発信・提供 (b) 国民の海外における安全対策の意識を向上させるための広報活動	◎国民の海外における安全対策の意識の向上 ◎国民の海外における犯罪、事故、テロ事件、感染症等の被害の減少

（１２）的確な情報収集・情勢分析への取組

重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（イ）的確な情報収集及び情報の政策決定ラインへの提供	的確な情報収集の成果を政策決定ラインに適時に提供することにより、不確実性や多様なリスクが増大する国際社会の中で、日本の平和と繁栄、並びに国民の生命・安全・利益を確保する外交政策の立案・実施に寄与すること	(a) 諸外国政府機関及び国内関係省庁等との協力強化 (b) 在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施 (c) 情報源の開拓 (d) 情報収集手法の開拓及び整備 (e) 政策決定ラインへの適時の情報提供	◎政策決定ラインにおける複眼的視野の形成を促進 ◎幅広い情報に基づく、的確な外交政策の立案・実施を促進
重点施策	重点施策の上位目的	手段	期待される効果
（ロ）的確な情勢分析及び分析の政策決定ラインへの提供	的確な情勢分析の成果を政策決定ラインに適時に提供することにより、不確実性や多様なリスクが増大する国際社会の中で、日本の平和と繁栄、並びに国民の生命・安全・利益を確保する外交政策の立案・実施に寄与すること	(a) 情勢分析能力強化のための以下の措置を実施 ・政策部局との連携強化 ・外部有識者等の知見の活用 ・諸外国政府との協力強化 (b) 政策決定ラインへの適時の情勢分析の提供 ・分析資料の作成と提供 ・各種説明等の実施	◎政策決定ラインにおける複眼的視野の形成を促進 ◎客観的な情勢分析の提供により的確な外交政策の立案及び実施を促進

３．政府開発援助（ＯＤＡ）

（1）政府開発援助（ODA）における政策

経済協力については、平成４年に閣議決定されたODA大綱や平成11年に策定されたODA中期政策に従い、地域や分野に重点を設けてODAを実施している。従って、政策評価の対象となる重点政策としては、国別援助政策と特定分野政策があげられる。本年度の国別援助政策対象国として、国別援助計画の策定を予定しているインドネシアとインドを選定した。特定分野政策としては、ODA大綱及びODA中期政策の重点分野、過去の評価実績を勘案して、感染症対策支援政策（沖縄感染症対策イニシアティブ）を選定した。

重点政策	重点政策の目的	手段	期待される効果
（イ）対インドネシア援助政策（ODA）	インドネシアの持続的かつ公平な経済・社会開発の促進に貢献すること	(a)「経済の安定のための支援」「各種改革の推進に対する支援」「経済ボトルネックの解消等緊急ニーズへの対応」の3つの柱を重視した支援の実施 (b) 有償資金協力、無償資金協力、技術協力等	◎左記3つの柱を重視した支援を実施することにより、インドネシアの持続的かつ公平な経済社会開発が促進される。
重点政策	重点政策の目的	手段	期待される効果
（ロ）対インド援助政策（ODA）	インドの健全な経済・社会開発の促進に貢献すること	(a)「経済インフラ整備」「貧困対策」「環境保全」を重点分野として支援を実施 (b) 有償資金協力、無償資金協力、技術協力等	◎重点分野における取組が強化されることによって、インドの健全な経済・社会開発が促進される。
重点政策	重点政策の目的	手段	期待される効果
（ハ）感染症対策支援政策（ODA）	HIV／AIDS、結核、マラリア・寄生虫、ポリオ等の感染症対策へ貢献すること	(a) 沖縄感染症対策イニシアティブ（2000年発表）に沿って、各援助スキームにおける感染症対策及び右に関連する社会開発分野（初等教育、安全な水供給等）への取組を強化 (b) 5年間で30億ドルを目途とする協力を行う。	◎開発途上国における感染症対策が効果的に実施される。

（2）法第７条第２項第２号イ及びロに基づく事後評価（政府開発援助に係る未着手・未了案件）

政府開発援助に係る未着手案件

政策評価法第7条第2項第2号イに基づき、政策決定後5年を経過した段階で、当該案件がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていない（借款契約が締結されていない、あるいは、借款契約は締結されているがディスバースがなされていない）有償資金協力計７案件について、政策（案件）の目的の実現に向けた取組を的確、着実に推進するために、見直すべき点があるか否かとの観点から総合評価方式にて評価を行う。

借入国名	案件名(日本語)	交換公文締結日	借款契約承諾日	事業目的	事業内容
タイ	工業部門強化計画	19980925	19980930	中小企業に対し、タイ産業金融公社を通じて設備投資資金等を長期低利で融資することにより、工業部門の振興を図ると共に、雇用の創出、地域振興等を図る。	工業部門の中小企業へのツーステップ･ローン。対象事業は、⑴ 生産工程改善、⑵ 生産設備改善、⑶ プラントの首都圏から地方或いは工業団地内への移転、⑷ 生産効率や品質を高めるための設備投資等、タイの工業部門強化に資する事業
タイ	産業人材育成センター建設計画	19980925	19980930	工業団地内に産業人材育成センターを建設し、現場において実践的な研修･再訓練を行うことにより、技術水準の高い熟練労働者を育成し、タイ経済の国際競争力向上、持続的成長の達成に資する。	⑴ 産業人材育成センターの建設、⑵ 研修用教育機材調達、⑶ カリキュラム開発、⑷ コンサルティング･サービス
タイ	地方開発･雇用創出農業信用計画	19980925	19980930	第８次国家経済社会開発５ヶ年計画の重点目標に沿って、農業生産活動の効率化、農産物の品質向上、植林の促進、環境保全型農業の推進を行うとともに、現下の通貨･経済危機に対応すべく農村部における雇用機会の提供を図る。	農業･農業協同組合銀行を通じた、主に地方の小規模農民に対するサブローンの供与、及び会計管理と円借款事業モニタリング強化のためのコンサルティング･サービス
中国	山西王曲火力発電所建設事業計画（第2期）	19981225	19981225	石炭の産地である山西省東南部の長治市の北７㎞に石炭火力発電所を建設し、電力の需要地である山東省に電力を供給する。	600MW　２基の火力発電所（ボイラー、タービン、変電設備、制御装置等）の建設
中国	柳州酸性雨及び環境汚染総合整備事業計画（第3期）	19981225	19981225	酸性雨の発生頻度が中国全土でも1、2を争う柳州市において、石炭火力発電所に脱硫装置を設置することにより、酸性雨の原因であるSO2の排出量減少を図る。	柳州発電所への脱硫装置設置及び左記コンサルティング･サービス
中国	陝西省韓城第2火力発電所建設事業計画（第2期）	19981225	19981225	陝西省の経済発展に伴う電力需要を賄うことを目的として、陝西省韓城市の28㎞北方下峪口に石炭火力発電所を建設する。	600MW　２基の火力発電所（ボイラー、タービン、変電設備、制御装置、脱硫装置、水処理設備等）の建設
中国	山西省王曲-山東莱陽送電線建設事業計画	19981225	19981225	山西省東南部の長治市の王曲火力発電所から電力の需要地である山東省に電力を供給する。	①送電線の新設 ②変電所の新設および拡張
未ディスバース案件計　7件					

（2003年3月末現在）

政府開発援助に係る未了案件

政策評価法第7条第2項第2号ロに基づき、政策決定後10年を経過した地点で、当該案件がその実現を目指した効果が発揮されていない（ディスバースが完了していない）有償資金協力計11案件について、政策（案件）の目的の実現に向けた取組を的確、着実に推進するために、見直すべき点があるか否か、また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策（案件）そのものを見直すべきか否かとの観点から総合評価方式にて評価を行う。

借入国名	案件名(日本語)	交換公文締結日	借款契約承諾日	事業目的	事業内容
イラン	ゴダーレ・ランダール水力発電計画	19930529	19930602	イラン南西部カルン川にある既設のカルン1ダムの下流約20ｋｍ地点にダム及び水力発電所を建設することにより、電力需要の増大に対応するとともに、石油・ガスエネルギーの節約を図る。	⑴ ロックフィルダムの建設、⑵ 出力200MW（円借款対象額1000MW）の地下発電所の建設、⑶ コンサルティング・サービス
トルコ	イスタンブール給水計画	19930615	19931112	周辺に開発可能な水資源に乏しいイスタンブール市の急激な人口増加に伴う水不足に対処する。	⑴ イスタンブール市東方170ｋｍに位置するメレン川への堰の建設　⑵ 同市アジア側への浄水場の建設　⑶ 堰から同浄水場を経て、欧州側の配水池まで導水するためのパイプラインの建設
パキスタン	農村振興道路建設計画	19930803	19930819	パキスタンが推進する地方道整備計画の一環として、4州33県にわたる総延長約730ｋｍの地方道の改良・整備を行い、農村部の交通・物流の円滑化、教育・保健施設へのアクセス改善を図り、もって農村部の経済・社会的発展を促す。	⑴ 4州33県における総延長730Kmの地方道路の改良工事、⑵ コンサルティング・サービス
フィリピン	森林セクター事業計画	19930816	19930819	造林等の植栽関連事業を行うことにより森林資源の保護・育成を図るとともに、政策・体制のより一層の強化・改善を目指す。	⑴ 事前調査、⑵ 事業実施のための共同体形成、⑶ 既往造林地の管理、⑷ 植栽関連事業（造林・アグロフォレストリー・植え込み作業等）、⑸ 住民の生計向上施策、⑹ 基礎インフラ整備、⑺ 監理・評価、⑻ コンサルティング・サービス
バングラデシュ	ハリプール発電所修復・拡張計画	19930901	19930913	円借款により建設されたガスタービン発電所の故障箇所をリハビリし、併せて増設／コンバインド・サイクル化により熱効率の改善／発電量の増加を図ることにより、バングラデシュにおける電力需給逼迫に対応する。	⑴ 33MWのガスタービン発電機1基建設、排熱回収ボイラー　4基、38MWのスチームタービン発電機2基設置、変電施設、周辺機器、⑵ コンサルティング・サービス、⑶ 既存施設修復
タイ	環境保全基金支援計画	19930920	19930922	タイ全国の環境保全施設設置に必要な資金の供給を主たる目的として設立された環境保全基金に対して資金援助することにより、同国における環境保全推進を支援する。	地方公共団体が設置する下水処理施設等の建設およびコンサルティング・サービス等のための資金を環境保全基金に供与するもの
インドネシア	シャクワラ大学整備拡充計画	19931029	19931104	シャクワラ大学は7学部、学生数1万5千人を有するアチェ州唯一の国立大学である。教育環境水準の低い地方大学の整備の一環として、農学部、工学部の拡充整備を行い、同地域の開発に中心的な役割を果たす農工業開発に必要な人材を供給する。	⑴ 農学部・工学部建物の建設、⑵ 教育資機材の調達、⑶ 教員の海外派遣、⑷ コンサルティング・サービス
インドネシア	ルヌン水力発電及び関連送電線建	19931029	19931104	北スマトラ州に水力発電所を建設することにより、同州の急増する電力需要に対処し、かつ経済振興及び生活水準の向上を図る。	82MWの水力発電所の建設。

	設事業計画（第2期）				
ドミニカ共和国	アグリポ地域農業開発計画（第2期）	19931102	19940331	ドミニカ共和国北東部アグリポ地域で行われている農業開発事業の一環として、エル・アグアカテ及びエル・グアジャボ地区において灌漑を施し、米の生産性向上を図る。	⑴ 用水施設建設、⑵ 排水施設建設、⑶ 道路建設、⑷ 維持管理用機器調達、⑸ コンサルティング・サービス
インド	ヤムナ川橋梁建設計画	19931207	19940124	ウッタル・プラデシュ州アラハバード市において、ヤムナ川を挟むアラハバード地区とナイニ地区間に新たに四車線橋を建設することで、近年の交通量増加による交通渋滞の解消を図るとともに、アラハバード市の拡大発展に寄与する。	⑴ 全長約1640mの４車線（片側２車線）橋の建設、⑵ 延長約3.8kmの取付道路の建設、⑶ コンサルティング・サービス
インド	国道５号線拡幅・改良計画	19931207	19940124	国道５号線のうちアンドラ・プラデシュ州チラカルリペット－ビジャヤワダ間（83Ｋｍ）について、拡幅及び改良を実施することによって、道路輸送能力・走行性の向上を図り、ひいては地域経済の発展を促すことを目的とする。	⑴ ２車線から４車線への拡幅・改良（橋梁、排水設備等の改修等を含む）、⑵ クリシュナ川に２車線用橋梁の新設、⑶ コンサルティング・サービス
ディスバース未了案件計　１１件					

（２００３年３月末現在）

外務省政策評価アドバイザリー・グループについて

1. 開催の趣旨・目的

外務省の実施する政策評価の一層の客観性、専門性を図るべく政策評価の手法、実施体制及び評価結果の政策への反映等政策評価に係る実践的かつ理論的課題に対する外部有識者の知見を得るため「外務省政策評価アドバイザリー・グループ」を開催し、外務省が行う評価の方法等に関し質的改善の視点から助言（評価の方法、評価に必要なデータの収集方法、評価の手順、評価結果の政策への反映方法等）を得る。

2. メンバー

外交政策分野及び政策評価分野などの有識者とする。

（16年4月現在のメンバーは以下のとおり。五十音順。）

添谷 芳秀 教授　慶應義塾大学法学部

田所 昌幸 教授　慶應義塾大学法学部

廣瀬 克哉 教授　法政大学法学部

福田 耕治 教授　早稲田大学政治経済学部

武藤 博己 教授　法政大学法学部長

3. これまでの開催日

平成 15 年 12 月 24 日及び平成 16 年1月 25 日に開催。

4. 体制

本グループは官房総務課長の下に設けるものとする。